

賃金上昇を上回る所得税の負担増加等に対処するために 所得税に関し講ずべき措置に関する法律案 要綱

一 趣旨

この法律は、物価が上昇し、日常生活を営むのに必要な費用が増加している現下の経済状況において、名目賃金の水準の上昇に伴うその上昇率を上回る率の国民の所得税の負担の増加及び現行の所得税制度がもたらす国民の就労の抑制（以下「賃金上昇を上回る所得税の負担増加等」という。）が国民生活及び国民経済に悪影響を及ぼしていること等に鑑み、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利の保障に資する観点から、賃金上昇を上回る所得税の負担増加等に対処するために所得税に関し講ずべき措置について定めるものとする。 （第1条関係）

二 現下の経済状況における賃金上昇を上回る所得税の負担増加等に対処するための措置

1 現下の経済状況における賃金上昇を上回る所得税の負担増加等に対処するため、令和7年分以後の所得税について、次に掲げる措置を講ずることにより所得税の課税最低限（所得税が課される最低限度の所得額をいう。三の2において同じ。）を引き上げるものとし、政府は、このために必要な法制上の措置を講ずるものとする。こと。

① 平成7年度の地域別最低賃金（最低賃金法第9条第1項に規定する地域別最低賃金をいう。以下同じ。）の平均額に対する令和6年度の地域別最低賃金の平均額の比率に基づき基礎控除の最高控除額及び給与所得控除の最低控除額の合計額を103万円から178万円に引き上げること。

② 扶養親族のうち年齢16歳未満の者に対する扶養控除を導入すること。

③ 特定扶養親族（所得税法第2条第1項第34号の3に規定する特定扶養親族をいう。③において同じ。）に係る扶養控除の適用を受けるための特定扶養親族の合計所得金額の上限額を引き上げること。

（第2条第1項関係）

2 1に定めるもののほか、政府は、この法律の施行後速やかに、現下の経済状況における賃金上昇を上回る所得税の負担増加等に対処するため、物価上昇率、名目賃金上昇率、地域別最低賃金の平均額の上昇率、租税収入の動向等を勘案して、所得税の税率構造における各税率区分の幅を定める金額の引上げ及び税率区分の細分化その他現下の経済状況における賃金上昇を上回る所得税の負担増加等を緩和する措置について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。こと。

（第2条第2項関係）

3 政府は、1及び2に定める措置を講ずる場合においては、当該措置を講ずることにより地方公共団体の財政状況に悪影響を及ぼすことのないようにするものとする。こと。

（第2条第3項関係）

三 継続的な検討

- 1 政府は、二の1の①に定める合計額について、地域別最低賃金の平均額の上昇等に
応じて、その引上げについて不断に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講
ずるものとする。 (第3条第1項関係)
- 2 1に定めるもののほか、政府は、二に定める措置が講ぜられた後においても、賃金
上昇を上回る所得税の負担増加等に対処する観点から、毎年、物価の状況、名目賃金
の水準、地域別最低賃金の平均額の状況、国民の所得税の負担の状況等を踏まえ、所
得税の課税最低限の引上げ、所得税の税率構造の見直し等を行う必要の有無及びその
内容について検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措
置を講ずるものとする。 (第3条第2項関係)
- 3 二の3は、1及び2に定める措置を講ずる場合について準用すること。
(第3条第3項関係)

四 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。 (附則関係)